定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十一月六日

兵庫県姫路市網干区新在家三三四番地

大和産業株式会社

代表取締役　岡田　兼明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十一月六日

兵庫県姫路市網干区新在家三三四番地

大和産商株式会社

代表取締役　岡田　兼明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十一月六日

奈良県生駒郡平群町上庄三丁目一番二三号

新生金属工業株式会社

代表取締役　扇田　清巳

事業譲受けにつき通知公告

当社は、株式会社日の丸（住所島根県松江市末次町六五番地一）の各種運動具類の販売ならびに各種履物、鞄類の販売事業を譲り受けることにいたしましたので公告します。

平成二十五年十一月六日

島根県松江市東出雲町出雲郷一六四三番地四

東京靴株式会社

代表取締役　渡部　正行

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である尾澤輝行及び清野慶二が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十一月六日

東京都港区西新橋三丁目九番四号

ピーエスエムファシリティーズカンパニーリミテッド

日本における代表者　尾澤　輝行

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である神谷攻が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十一月六日

東京都文京区後楽二丁目三番二一号　住友不動産飯田橋ビルシーエスシージャパン、リミテッド

日本における代表者　神谷　攻

限定承認公告

本籍茨城県神栖市知手中央八丁目四番、最後の住所茨城県神栖市知手中央八丁目四番三〇号

被相続人　亡　髙橋　徹臣

右被相続人は平成二十五年八月三日死亡し、その相続人は平成二十五年十月十一日水戸家庭裁判所麻生支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

茨城県神栖市知手中央八丁目四番三〇号

相続財産管理人　髙橋　滋美

千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

右代理人弁護士　佐野　善房

同弁護士　髙田　淳

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市戸塚区名瀬町一七一―九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　岩井　定次

右被相続人は平成二十五年九月八日死亡し、その相続人は平成二十五年十月二十三日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月六日

神奈川県横浜市戸塚区名瀬町一七一―九

相続財産管理人　岩井　節子

事業譲渡につき通知公告

当社は、東京靴株式会社（住所島根県松江市東出雲町出雲郷一六四三番地四）に対し、各種運動具類の販売ならびに各種履物、鞄類の販売に関する事業を譲り渡すことにいたしましたので公告します。

平成二十五年十一月六日

島根県松江市末次町六五番地一

株式会社日の丸

代表取締役　渡部　正行

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を一億四千万円減少し五億八千百五十万円として、発行済優先出資総口数一万四千四百三十口を一口に対して金五万円をもって一万一千六百三十口に有償消却することとしました。消却する優先出資の口数は二千八百口、消却の方法は強制有償消却とし、消却に要する額は、一億四千万円です。効力発生日は平成二十五年十二月十日であり、臨時社員総会の決議は平成二十五年十月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は、平成二十四年十一月十四日付官報の号外第二四七号五十七頁に掲載されています。

平成二十五年十一月六日

東京都中央区八重洲一丁目七番二〇号

ブライトムーン中目黒特定目的会社

取締役　佐々木秀一

優先出資消却につき優先出資証券提出公告

当社は優先資本金の額を一億四千万円減少し五億八千百五十万円として、発行済優先出資総口数一万四千四百三十口を一口に対して金五万円をもって一万一千六百三十口に有償消却することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十二月十日までに当社にご提出ください。

平成二十五年十一月六日

東京都中央区八重洲一丁目七番二〇号

ブライトムーン中目黒特定目的会社

取締役　佐々木秀一

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を十二億六百万円減少し一億九千二百万円として、発行済優先出資総口数二万七千九百六十口を一口に対して金五万円をもって三千八百四十口に有償消却することとしました。消却する優先出資の口数は二万四千百二十口、消却の方法は強制有償消却とし、消却に要する額は、十二億六百万円です。効力発生日は平成二十五年十二月十日であり、臨時社員総会の決議は平成二十五年十月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は、平成二十四年十一月十四日付官報の号外第二四七号五十七頁に掲載されています。

平成二十五年十一月六日

東京都中央区八重洲一丁目七番二〇号

ブライトムーン豊中特定目的会社

取締役　佐々木秀一

優先出資消却につき優先出資証券提出公告

当社は優先資本金の額を十二億六百万円減少し一億九千二百万円として、発行済優先出資総口数二万七千九百六十口を一口に対して金五万円をもって三千八百四十口に有償消却することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十二月十日までに当社にご提出ください。

平成二十五年十一月六日

東京都中央区八重洲一丁目七番二〇号

ブライトムーン豊中特定目的会社

取締役　佐々木秀一

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一二	下	一九（終りから）	別記様式第三	別記様式第四
〃	〃	一八	別記様式第四	別記様式第五
〃	〃	一七	別記様式第五	別記様式第六

平成二十五年五月十日（号外第九十七号）公布の復興庁令第三号（福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令）（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月六日付第二三九号六
◉官報郵送料のお知らせ　十月分（　四ページ●同日付政府調達第二〇八号四八ページ
月極一部当り）の郵送料二、七〇〇円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）